

# 国保税の課税限度額を引き上げ

6月定例会は、  
国保税の課税限度額を引き上げるなどを内容とした  
国民健康保険税条例の一部を改正する条例も審議されました。  
ここでは、本会議、委員会の審査の中から、  
いくつかの質疑を取り上げ、討論された内容も要約してお伝えします。

**国** 民健康保険事業の運営を円滑に進めて行くため、国民健康保険税条例の一部を改正する条例が提案され、可決しました。

後期高齢者支援金、介護納付金の増加に加え、医療費も年々増加傾向にあることや、長引く景気低迷による国保税収の落ち込みなどにより、大幅な財源不足が生じて国保財政は非常に厳しい運営を余儀なくされています。

今回の改正は、保険料の課税限度額について、医療給付費分を51万円に、後期高齢者支援金分を14万円に、介護納付金分を12万円にそれぞれ引き上げるもので



市内の診療所(クリニック)での会計窓口

## 医療給付費分は51万円に

医療費抑制面で、何か対策は

問 今回、基礎、後期高齢者支援、介護とも、課税限度額が引き上げられる内容になっています。限度額が上がるので、保険料も上がるわけです。市民や自営業者からは、このあま市の医療、健康保険税は非常に高いという御指摘があります。医療費抑制という面で、市は何か対策をとっていますか。

**市民生活部長** 医療費の抑制策として、まず、平成20年度から始まりました特定健診、保健指導があります。生活習慣病の早期発見、早期治療を図り、将来の医療費の伸びを抑制する目的のもので

次に、20歳から39歳までを対象とした人間ドックの実施です。これも特定健診と同様に、生活習慣病の早期発見、早期治療を目的としています。

そのほか、国保加入世帯に受診医療機関、受診回数、医療費の内容を案内する医療費通知を年6回行っています。これは、医療費の実態を認識していただき、健康への努力、意識づけを促すことを目的としています。

また、ジエネリック医薬品の利用を促すパンフレットの送付などを行っています。

問 広域連合へも、医療費抑制の働きかけをやっていますか。

保健医療課長 広域連合への働きかけは、国保とよく似た内容ですが、ジエネリックのパンフレットとか、高齢者の健

21年度で12万円、20年度

保健医療課長 国の税制改正に伴い、増収に

度、医療分が50万円でし  
て、21年度には47万円、  
20年度でも47万円。支援

そ1300万円の増額となります。

課税限度の引き上げによる税の増加額は、およ

市民生活部長 今回の改

正の背景とねらいは、厳

なっていますか。

国保は去年も上がって、47万円から50万円になつています。

非常に毎月上つていま  
すので、それを抑制する  
方策を考えています。

問 国保、後期高齢、介護の3つの今回、限度額の改正になっています。

国保は去年も上がって、47万円から50万円になつています。

で12万円。介護分は、22  
年度で10万円、21年度で  
10万円、20年度で9万円  
になっています。

中間所得者層の軽  
とあるが

よつて保険税率の見直しをする必要がな  
くなる部分があれば、  
中間所得者層にとつても、上がらないこと  
によつて負担の軽減ができるのではないか  
と考えています。

問 厚生労働省に

よると、今回の

値上げは、高額

所得者層に、よ

り一層の負担を



生活苦に追い打ちをかけてはならない

VS 中間所得者層が負担軽減に

### 反対討論

高過ぎる国民健康保険税が全国どこでも大問題となり、滞納世帯は加入者の2割を超えてる。無保険になつたり、正規の保険証を取り上げるなど、生活の困窮で医療機関への受診がおくれ、死亡したと見られる事例が全国で昨年1年間に71名という深刻な事態。あま市も、収納率は80%台と、全国と同じレベル。国民健康保険税は、国民に医療を保障する制度。その制度が住民の生活苦に追い打ちをかけ、人権や命を脅かすことがあってはならない。国保本来の役割を取り戻すために、国保税引き下げに転換することが重要。よって反対する。

### 国保税条例の一部改正

### 賛成討論

国民健康保険税の課税限度額の引き上げは、負担能力が相対的に高い高所得者層に負担を求めるにより、中間所得者層の負担軽減がされること、国保税の増収が図られることなど、当局からの説明であった。また、議案質疑の中で、国保税額の試算についても回答があり、それによると、保険税額が変わらないということであつた。

国保を安定的に運営することにより、国保加入者が安心して医療を受けることができる。このことから、今回のあま市国民健康保険税条例の改正は、賛成する。